

第 11 回

越 谷 市 教 育 委 員 会 議 事 録

令和5年 9 月28日

定 例 会

令和5年第11回越谷市教育委員会議事録

招集年月日 令和5年9月28日
 招集の場所 越谷市役所第二庁舎3階 教育委員会室
 開閉会日時 開会9月28日 午前10時00分
 閉会9月28日 午後 0時05分

出席委員

教 育 長	吉 田 茂	教 育 長 職務代理者	野 口 久 男
委 員	荒 木 明 子	委 員	渡 辺 律 子
委 員	山 口 文 平	委 員	東 宏 行

欠席委員 な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

教育総務部長	小 泉 隆 行	学校教育部長	青 木 元 秀
教育総務部 副参事兼 教育総務課長	會 田 修	学校教育部 副部長兼 学校管理課長	五十嵐 治
生涯学習課長	木 村 和 明	学校教育部 副参事兼 学務課長兼 小中一貫校 整備室長	磯 山 貴 則
スポーツ振興 課 長	坂 卷 孝 二	指 導 課 長	佐 藤 泰 弘
図 書 館 長	茂 木 実	給 食 課 長	中 野 聡
生涯学習課 調 整 幹 兼 科学技術体験 センター所長	小 抜 麻衣子	教育センター 所 長	菊 池 邦 隆
スポーツ振興課 調 整 幹	小野田 昌 功	学 校 管 理 課 調 整 幹	杉 田 直 也
新方公民館長	中 村 則 行	指 導 課 調 整 幹	二 瓶 剛
		給 食 課 調 整 幹 兼 第一学校給食 センター所長	益 本 雅 行
		教育センター 調 整 幹	秋 元 伸 也

職務のため会議に出席した者の職氏名

教育総務課 調 整 幹	鈴 木 理 香
----------------	---------

	議	事	て ん 末
議	教育長報告		
	・教育長専決第２３号について		秘 密 会
	・教育長専決第２４号について		秘 密 会
	・教育長専決第２５号について		秘 密 会
	・教育長専決第２６号について		秘 密 会
事	議 案		
	・第３５号議案 令和６年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について		原案可決
	・第３６号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について		原案可決 (秘密会)
	・第３７号議案 越谷市教育委員会事務局職員の分限処分について		原案可決 (秘密会)
	協議事項		
	・令和６年度大袋小学校水泳授業民間委託モデル事業について		
状			
	その他		
	・令和５年９月定例市議会について		
	・教育総務部所管施設の指定管理者の指定について		
	・令和５年度第１回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について		
	・令和５年度第１回越谷市いじめ防止対策委員会について		
	・いじめ防止対策推進法第２８条に基づく調査報告について		(秘密会)
況			

◎開会の宣告

吉田教育長 それでは、これより9月の定例教育委員会会議を開会いたします。

本定例会に関し、現在のところ傍聴許可願の提出はございませんが、越谷市教育委員会傍聴人規則第1条第2項の規定により、開会後に許可願が提出された場合、傍聴を許可したいと存じます。

はじめに、本日の議事の進行について、教育長専決第23号から第26号、第36号議案及び第37号議案並びにその他報告5については、人事案件及び個人情報が含まれる内容であることから秘密会とし、他の議案等の後に審議したいと思います。これにご異議ございませんか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。

◎第35号議案 「令和6年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」

吉田教育長 それでは、第35号議案「令和6年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について」、学務課長から説明いたします。

学務課長。

磯山学務課長 それでは、第35号議案 令和6年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の19ページをご覧ください。

第35号議案 令和6年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について。

令和6年度当初越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針について、別紙のとおり決定する。

令和5年9月28日提出、越谷市教育委員会教育長。

提案理由でございますが、令和6年度当初人事異動を行うにあたり、越谷市立小・中学校教職員人事異動の方針を決定する必要があるため、提案するものでございます。

恐れ入りますが、会議要項の21ページをご覧ください。人事異動の方針は、毎年、埼玉県教育委員会が定めた人事異動の方針を踏まえ決定しているものでございます。この人事異動の方針に基づきまして、市町村教育委員会と県教育委員会が連携、協力しながら、人事異動の事務手続を進めております。

1の基本方針ですが、以下の方針が示されております。

- (1) 適材を適時に適所に配置すること。
- (2) 人材育成を期すること。異動は最大の研修であるとも言われております。
- (3) 地域差・学校差を是正すること。

(4) 全市的・長期的展望に立って、計画的に選考、異動を実施し、本県・本市教育水準の向上を図ること。

(5) 新採用教職員は、人材育成や学校間の教職員組織の均衡を勘案して適切な配置に努めること。

(6) 役職定年後の教職員及び再任用職員は、全市的視野から適切な配置に努めること。

(7) 女性教職員の積極的な登用に努めること。

(8) 障がいのある教職員の異動については、個々の障がいの状況、能力、適性等を考慮し、適切な配置に努めること等が掲げられています。

2の転任・転補ですが、1の基本方針を受けて、魅力ある学校づくりを目指し、適材を適時に適所に配置すること、教職員組織の充実を図ること、新規採用後、早期に複数校を経験するよう積極的に異動を行うこと、同一校勤続年数が長い者については、積極的に異動を行うこと等、5項目が掲げられております。

なお、補足といたしまして、令和4年度当初人事異動方針までは、新規採用後5年以内の異動となっておりましたが、令和5年度当初人事以降より、6年以内に変更となっております。

会議要項22ページになりますが、その他、3の登用、4の人事交流が示されております。来年度に向けまして、これらの基本方針に基づき、適正な人事事務を進めてまいりたいと存じます。

校長の学校経営方針を踏まえた魅力ある学校づくりにつながる人事異動、教職員を生かし育てるための人事異動にしていきたいと考えております。

第35号議案についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより本案に対し、質疑、討論を行います。

ご質問またはご意見等はございますか。

荒木委員。

荒木委員 1基本方針(6)のところに、昨年のもものと比べ、「役職定年後の教職員及び」という文言が加わっていますが、このことにつきまして教えていただけますでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 役職定年につきましては、60歳を迎えた段階で校長、教頭の管理職につきましては、主幹教諭へ降任するという制度です。今までは60歳を迎えると定年退職、再任用という形でしたが、職位が降任して、その後定年まで勤めるという制度です。

吉田教育長 学校教育部長。

青木学校教育部長 今年度役職定年を迎える校長先生、教職員の状況でございますけれども、61歳の定年まで教諭または主幹教諭に降任して働いていくという方もいらっしゃる、ここを機に退職をする意向を示されている方もいらっしゃいます。また、これまで再任用校長と言われていましたけれども、呼び方が変わって管理職特例任用に挑戦をしたい意向を示している校長先生もい

らっしゃいます。いずれにしましても、優れた教育実践を誇っている方々ですので、ご活躍いただけるように考えてまいりたいと思います。

吉田教育長 校長として再任用され、これまで5年間お勤めいただいた方が1名いらっしゃいましたが、今回はその方は5年間の満期を迎えましたので退職をされ、現在のところ再任用の校長は越谷市にはおりません。再任用の校長ではない、特例で校長枠を県で設けていまして、それに挑戦する方がいらっしゃるということです。その方々が校長になるかどうかについては、県での採用ということになりますので、ここでは控えさせていただきます。

この定年延長について、説明を補足してください。

学務課長。

磯山学務課長 定年延長後につきましては、働き方が今までと違い、まず1つには定年前再任用短時間勤務という働き方があります。これは60歳以降定年前に退職した職員を、本人の希望に基づき短時間勤務の職で再任用する制度です。

それから、高齢者部分休業、これは常勤の職員の身分を有したまま、1週間あたりの勤務時間を2分の1を超えない範囲で休業することができる制度です。

もう一つは、暫定再任用、これは現行の再任用と同じ制度です。

この中から、60歳以上の様々なライフスタイルに応じた働き方を、それぞれ選んで選択することができるようになっていきます。

吉田教育長 一気に65歳で定年にはならず、61歳まで、62歳までと、順次延ばして定年を延長していくこととなります。少しややこしくなりますけれども、そういう状況が65歳になるまで続くこととなります。仕組みについては役所と同じですね。

よろしいですか。他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 2点教えていただきたいのですが、まず1点目は、新規採用の異動に関しては昨年度5年から6年になったのですが、もう一度その理由を教えてくださいということ、2点目は、人事交流のところで、現在市内ではどのような人事交流が行われているかという具体的な例がありましたら教えてください。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 まず、新採用職員が5年から6年に変更となった理由ですが、新採用教職員の人事異動は、経験人事と言われるもので、市外に必ず異動するという形になります。現在、大量退職、大量採用の時代が続いている中で、人事交流そのものがなかなか成り立たないという事実がございます。例えば、市町村によって経験人事が少ない市町村と越谷市のように多い市町村の中では、人事交流がなかなか難しいという状態から、一つは1年間延長して人事交流ができるようにするということです。

また、中学校の勤務についてですけれども、中学校は3年間をワンサイクルとしていて、通常は1、2、3、1、2、3のツーサイクルで異動することができます。今まではサイクルの途中で異動しなければならないというところが、ツーサイクルでまとめられることが挙げられます。

次に、人事交流についてですが、いわゆる小学校と中学校の期限付人事交流がございしますが、現在ジョイントプランという人事交流において、中学校教員が小学校に異動して2年間高学年の担任を持って、その子と一緒に元の中学校に帰っていく、あるいは、小学校教員が中学校に異動して、卒業してきた子を受け止めて、その子たちがスムーズな中学校生活を送れるように人事交流をしている状況がございします。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 そのときの教員免許の関係というのはどのようになっているのでしょうか。

吉田教育長 学務課長。

磯山学務課長 基本的には、当然のことながら免許がないと教壇には立てませんので、免許所有というものが当然条件に入ってくるということになります。

渡辺委員 分かりました。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 ないようですので、これより第35号議案を採決いたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 ご異議ないものと認め、本案は原案どおり可決いたしました。

◎協議事項 「令和6年度大袋小学校水泳授業民間委託モデル事業について」

吉田教育長 続きまして、協議事項に入ります。

「令和6年度大袋小学校水泳授業民間委託モデル事業について」、指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、令和6年度大袋小学校水泳授業民間委託モデル事業についてご説明いたします。

恐れ入りますが、会議要項の31ページをご覧ください。

はじめに、本事業の目的についてでございますけれども、本事業は、大袋小学校のプールの老朽化からプール解体の過程の中で、本市の今後の水泳授業の在り方を検討するためのモデル事業として、大袋小学校のプールを新設せず、民間プールを活用し水泳授業を業務委託することにより、水泳施設、指導業務及び移動手段を確保し、円滑な水泳授業を実施することを目的としてい

ます。

次に、委託業務の概要につきましては、(1) 学校から水泳施設までの移動、(2) 水泳施設での水泳指導、(3) 水泳施設から学校までの移動でございます。なお、移動については、おおむね10分以内の移動時間と考えています。

次に、指導の概要等についてご説明をさせていただきます。(1) 指導内容は、小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、大袋小学校の年間指導計画の学習内容を基に、学校と委託業者で打合わせの上で決定いたします。

(2) 指導回数・指導時間については、全学年において、1回60分の指導を4回確保いたします。

(3) 指導計画については、1週間あたり3学年以上の指導を、学校と調整の上、実施いたします。31ページに具体例を図で示してございますので、ご参照いただければと思います。

続きまして、32ページをご覧ください。(4) 指導方法については、泳力別に5つのグループに分け、グループごとのカリキュラムを用い、個人の泳力に合った指導を行います。また、事前に指導内容について打合わせを行い、決定した内容に基づき、安全を確保した上で指導にあたります。

(5) 指導者については、各グループに1人以上のインストラクターを配置し、教員とともに指導にあたります。また、教員は、インストラクターとのティームティーチングにより、きめ細やかで効果的な指導ができる体制を組みます。

(6) 安全確保については、委託業者はインストラクターとは別に、安全確保に係る監視員を1名配置いたします。インストラクターについても、プールサイド、プール内の監視を同時に行います。緊急時の対応については、事前に学校と委託業者で確認をし、授業にあたっては緊急時の対応の役割分担を事前に行います。

(7) 評価については、基本的に教員が行いますが、インストラクターと可能な範囲で毎時間の評価基準を共有して指導に生かすとともに、教員の求めに応じて、特に知識・技能の評価の補助をしていただきます。

(8) 移動については、バスでの移動を基本とし、委託業者は児童数に応じ、必要な台数を確保して、学校と水泳施設の運転業務とともに、バスの乗降位置から水泳施設までの安全を確保します。

(9) 着衣水泳については、学校と委託業者とで実施方法を協議してまいります。

最後に、責任の所在でございますが、水泳指導、監視、移動にあたっては、安全第一とし、事故防止に努め、事故が起こった場合は学校、委託業者及び教育委員会と協力し、事態の収拾を図ります。具体的な責任の所在につきましては、恐れ入りますが、資料をご参照ください。

令和6年度大袋小学校水泳授業民間委託モデル事業についてのご説明は以上でございます。ご

協議のほどよろしくお願い申し上げます。

吉田教育長 これより協議に入ります。

ご質問、またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 指導体制についてですけれども、各グループには1人以上のインストラクターの方と、それとは別の監視員の方1名で最低3人つくということなのですけれども、今までの普通の自校のプールでの指導体制というのはどのようなものでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 各学校では一般的に、大体こういう配置になっている場合が多うございます。並行のクラスが3クラスぐらいが多いものですから、そうではない場合、クラスの担任外の先生が入ったりします。基本的にはプールの外に監視として全体を見渡せるという人が1人、プールの中に教員が2人入っている状況です。全体指導はこの体制ですが、その後に3グループに分かれるときには、中にいる2人、全体を見ている者がもう1グループを見ながらという形になる場合が多いです。今は3人の場合の話をしましたが、学校の規模によるなど、いろいろな形でプラスします。時間割を組んで担任外の教員が入る中でグループが増える、あるいは監視をしながら3グループという形などの臨機応変な形で行っています。

吉田教育長 民間の水泳事業者を委託によってモデル事業をやるとなると、今説明のあったことを考えると、指導者、それから管理者ともに増えると考えていいですか。

指導課長。

佐藤指導課長 そのとおりでございます。教員はもちろん通常どおり入るのですけれども、そこに、先ほど申し上げましたけれども、5グループに分かれるというのは、よりきめ細かにということで、インストラクターがそれぞれのグループに入ります。そこに教員も加わりますので、人数はもちろん多く、1人が受け持つ人数も少なくなる形になりますので、非常に効果的な指導ができるのではないかと考えています。

吉田教育長 一応本市のスタイルとしては、インストラクターがいるから外で見ていればいいということではなくて、人事異動があった場合に、その学校が必ずしも民間委託している学校ではない場合もありますので、必ず担任もプールに入って指導をするとしているわけですね。

指導課長。

佐藤指導課長 そのような形でございます。これから、モデル事業という形で実施させていただきますけれども、プールの老朽化は、他市町もそうですが、本市も学校数が多い関係で、切り離せる話ではございません。順次そういう学校が増えていきます。民間の業者も限られておりますので、全ての学校が民間委託というわけにはなかなか難しく、プールが使えるうちはやはり教員が指導することが基本になります。先ほど教育長もおっしゃっていたように、異動した先で水泳指

導はできないとはならないように、市外を含めどこに異動する場合にも、水泳の指導技術はしっかりと身につけているようにと思っています。

また、インストラクターの方は水泳の専門の方でございます。一緒に指導する中で、逆に教わる部分もあるかと思imasuので、そういった意味では教員の指導力向上にもつながるものと思っています。

吉田教育長 よろしいですか。

渡辺委員。

渡辺委員 私は実は日本水泳連盟の指導員資格を持っております、水泳に関わったこともあるので、意見を言わせていただくとすると、水泳インストラクターは水泳の専門家ではあるけれども、教えることの専門家ではないわけですね。学校が、学校の体育としての水泳の目的等をしっかりとインストラクターの方に伝える必要があると思うのです。例えば学校ではこういう教育効果を狙ってこれをやっている、だけれども実際のスイミングではこれはできない、ではどうしようかという話合いの部分を本当に丁寧にやっていていただきたいと思うのです。

インストラクターは水泳指導の専門家で、スイミング特有の指導法がありまして、体を補助する、要するに持って指導するということをやっているのです。そうすると、例えば足が曲がってうまくできない子に対して、脇に抱えて、足を持って、膝を伸ばしてということをやったりするのですけれども、それを高学年ぐらいですと、嫌だなと思う子もいるし、恐らく小学校ではやっていないことだと思うのです。また、例えば「はい、次出て」と言うときに水面をバチャンとたたくのをよく見かけるのですが、実はインストラクターによっては大きな音をたてることがあり、それが嫌でスイミングに通っても辞めてしまうお子さんがいるのです。その辺もスイミングクラブやインストラクターの方と、教育委員会でよく観察なさって、適宜小学校と話合いをして、いい方向に持って行っていただきたいと思うのです。せっかく専門家に教わるのだけれども、そこでスイミングを辞めてしまう子と同じようにプールが嫌だとなってしまうのは非常に残念だと思うので、お願いしたいと思います。

このモデル事業で気になった点があったので教えていただきたいのですが、まず大袋小学校の人数、クラス数を調べてみましたら、1学年3クラスずつで、特別支援学級もあったと思うのですが、ここがどうなるのかなというのが1つ疑問になりました。

また、学校とスイミングで何が違うのかを見たときに、学校だと水泳授業中に気分が悪くなった場合には保健室で養護の先生に見ていただけると思うのですが、プールの場合には、救護室とか休む場所があったとしても、その判断というのはどなたがなさるのかという、その安全面のところで少し気になったところがありました。

4その他（1）の責任の所在のア「水泳指導中の事故について、インストラクターの過失から児童に対し事故が発生した場合」など、協力をしてとなっているのですが、なかなか水泳指導中

の事故はどちらが悪いとか、過失をどちらがというのは、難しいことがあると思うのです。よく詰めておかないと、民間の事業者も大変な責任を負わなければいけなくなってしまうので、授業中のため日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となるため大丈夫だと思うのですけれども、いざ事故が起きるといろいろ問題になるかと思いました。

吉田教育長 本市はALTを導入している中で、現場との打合わせをしたり、あるいは事前研修をしたり、配慮はしているところなのですが、今ご指摘いただいたことは大変重要なことだと思いますので、指導課長から何かありますか。

指導課長。

佐藤指導課長 順番にお答えをさせていただきます。

1つ目は、指導内容と、インストラクターはそういう意味では教育者ではないということですが、先ほども申し上げましたが、基本的には学習指導要領の内容に沿うということになりますので、もちろん十分な打合わせの下に行いたいと思います。グループに分かれることについては、5グループがどういったことをするかというのは習熟度別になるのですけれども、しっかり押さえたいと思っています。

地域の説明会のときに、地域の方がスイミングスクール、民間を使うという話があったときに、スイミングスクールと同じ指導をすると思われた方もいらっしゃるもので、そういうふうに使われている保護者の方々もいらっしゃるかもしれないので、学校ではこの後説明会も開くことを考えております。

2つ目です。これもインストラクターについてですが、体を触ったりとか、水面をたたいたりという指導方法のことがございましたが、通常小学校の教員、中学校の教員も行っているものはあります。委員さんがおっしゃるように、体を触られるのが嫌という子もいるでしょうし、もちろん高学年になるとなかなか難しい部分もあると思いますので、そういった個々の、この子はこういう子なのだということについての引継ぎもしっかり打合わせではやっていきたいと思っています。これについては大袋小学校とも仕様書を作る段階で相談をしているところです。

その指導の方法についても、体を触ることについても、インストラクターと教員で打合わせをもちろんしたいと思いますし、子どもたちにもそういったところで補助するよということを事前にちゃんと言うことが大事だと思っています。

3つ目です。気になる点ということで3つお話いただきました。1クラスが3学級だけれども、特別支援学級はどうかということがございました。特別支援学級は来年の1年生が入ってくるとどうなるのかというのが分からないので人数は確定しないのですけれども、今のところ、今の6年生が卒業しますと、特別支援学級、新2年生から新6年生まで合計16人になります。1年生が加わると増えるのかもしれませんが。大袋小学校は、学年の中に入って授業をするときと、特別支援学級だけでのときと両方のパターンを考えています。今年は学年に入る割合が多かったと

聞いております。どちらにも対応できるように仕様書には入れさせていただきますが、そのときの子どもたちの状況というのがございますので、先ほどから繰り返しになってしまいますけれども、打合わせをしっかりとする形にしたいと思います。逆に言いますと、特別支援学級だけで単位時間、単元の時間8時間を予定しているのですが、8時間を2時間ずつ組み合わせていて特別支援学級だけで授業をすることもできるようにしてあるということです。

気分が悪くなった場合の判断については、もちろん教員で判断をします。学年主任が中心になると思うのですが、リーダーがおりますので、そのリーダーが最終的には状況を見て判断をします。命に関わるものですので、これはということがありましたらもちろん救急搬送を基本にしたいと思います。その場合には、学校から離れておりますので、学校の管理職にももちろん連絡、状況が急がなければといった場合には判断を仰ぐどころではなく、すぐ救急搬送をするというふうに考えています。

過失の判断についても、本当に細かなところまで十分な打合わせをしていきたいと改めて思っています。委員さんのおっしゃるとおりだと思います。

吉田教育長 よろしいですか。

学校教育に携わる者ならではの一人ひとりに対する配慮、これに十分注意することと、それと責任の所在についてきちんと明確に下さいというご意見だったと思いますので、よろしくお願いいたします。

野口委員。

野口委員 私の印象としては、最初、民間を使うということでインストラクターの方たちに丸投げするような形になってはいけないかと心配していたのですが、この計画案を見ますと、教員主導でやっていくのだということがよく分かったなと思いました。先ほど教育長さんからもお話があったように、ALTを使った英語の授業でも教員主導ということですので、それと同じような体制でできるのだということがよく分かりました。特に、少しお話出ていますけれども、教員が一番、全ての教育活動を通して子どもの様子を知っているものですから、教員が指導して、インストラクターの方に補助してもらうということで進めていただくのがいいなと思っております。

また、移動時間も10分以内ということは非常に適切ではないかなと思います。これは、移動に時間がかかるということは、やはりそれだけ現場に負担、学校現場に一番かかってしまいますので、10分以内に移動できる場所でということで、いい計画ではないかなと思いました。

また、少し補足ですが、水泳が苦手なお子さんに対しても先生とインストラクターでうまく対応していただいて、楽しく水泳学習に参加できるようにしていただくということがメリットになると強く感じました。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 移動時間については、いろいろな方からご心配の声をいただいておりますが、移動時間10分にさせていただきましたのは、水泳の授業時間の確保はもちろんですが、その前後の授業時間が、移動時間や着替えの時間があるからといってカットするということはおかしいことだと思いますので、他の教科の授業に影響を及ぼさないという意味で10分とさせていただきましたし、そのような影響を及ぼさないということをお前提としたいと思っております。

また、この事業は安全第一が基本、それから水泳好きを育てる、この2点が欠かせない部分だと思っておりますので、苦手な子も含め子どもたちが、ああ、やってよかったと思えるような、みんな無事に終わられるような、そういう水泳授業を目指していきたいと思えます。

吉田教育長 よろしいですか。先進的に取り組んでいるところに見に行かれたと思うのですが、感想でいいですから、その学校での先進的な取組について教員あるいは学校がどう考えていたか、あるいはどういう効果があったのかについては、どうですか。

指導課長。

佐藤指導課長 近隣の学校で実際行われておりますので、私も拝見させていただきました。その学校は実施して2年目になっておりまして、最初は移動とか大変だったのかなど、いろいろなお話を聞いたのですが、最初は動線を含めてその流れに乗ることはなかなか難しかったけれども、最初だけで、あとは慣れればスムーズにいくので時間のロスはないと、お話しされておりました。

効果については、その学校はインストラクターの方が主に指導はしていたのですが、教員もその指導技術については非常に学ぶものがあるということもございます。

子どもたちも、通常の水泳も同じくですが、見学の子がいる場合も、見学の子も学校で行う授業と同じように適切な場所で見学できますので、そこでも全く学びがないということはございません。管理職の先生方にお聞きしましたところ、教員についても、保護者についても非常に満足していただいているということで、泳力についても下がることはないということでもございました。非常に好評だというお話を聞いております。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますか。

東委員。

東委員 目的とか内容、概要についてはとてもいいなという印象なのですが、先ほど、ここには書いていないのですが、ご説明の中に仕様書という言葉が出てきたのです。これはどういうものなのか分からなくて、大学でも病院で実習する場合は協定書というのを結んで、保険や責任の所在を明確にする協定を結ぶのですが、仕様書というものがどんなもので、そうした責任の所在についての詳細な取決めということが書かれているものなのかどうか含めて、ご説明を加えていただければと思います。私も責任の所在のところが、保険の対象となるのかどうかが大変気になったものですから、併せて追加の説明をしていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 まず、保険についてですけれども、子どもたちに事故があった場合には、通常の学校で授業をやる、校外学習と同じで、スポーツ振興センターの保障が確実に受けられます。そこは心配ございません。

次に、仕様書については、教育委員会と大袋小学校でまず相談をしまして、先ほど来説明させていただいているよりもっと細かいことが、記載されています。どう授業をやっていくのか、責任の所在はどこにあるのか、先ほどの事故の場合も簡単にまとめてあるのですけれども、こういう水泳授業をやりたいという仕様内容を、幾つもの業者に見積もりをいただく際に作成し、使っているものが仕様書でございます。

その後、議会で承認いただいて、予算が決定後、入札、業者が決定へと進むのかと思います。これは先の話なので、決まっているものではありませんけれども、仕様書に基づいて、現在参考見積もりを取っているのですけれども、どのくらいお金がかかるのかを調べるためにやっています。業者が決まりましたら業者との契約時に、改めて事故の責任の所在等も明確にしていく段取りを組んでいきます。そういう形になっております。

吉田教育長 東委員。

東委員 確認なのですけれども、いわゆる契約書にあたるものと、業者との関係でいったら、この仕様書というのが契約内容ということの理解でよろしいでしょうか。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 はい、ほぼ中身は同じような形になるかと思います。その後に契約となります。

吉田教育長 仕様書と協定書という言葉が出ましたけれども、どちらもなじみがあるので、あるいはこういう契約をするときにどちらが有効なのか、精査する必要があるかと思うのですけれども、今答えられますか。

学校教育部副部長。

五十嵐学校教育部副部長 今回は委託するということで、委託契約を結びます。仕様書というのはその条件になりますので、契約の際にはその仕様をしっかりと履行することとなります。ですから、契約の中身として仕様書はあるとお考えいただければよろしいかと思います。その中身、責任の所在も、これをやってほしいというものも仕様書にしっかりと書かれて、その内容を契約に基づいてやっていただくということになります。協定とはまた別の考え方で契約の一部です。

吉田教育長 よろしいですか。他にございますでしょうか。

渡辺委員。

渡辺委員 追加で指導法について、泳力別に分けて行うということで、民間委託した近隣の学校を見てみても、泳力がアップして、おおむね好評だったというお話だったのですけれども、もともと学校水泳の目的は、泳力を身につけるというよりは、自らの命を守るような泳力、技術を身

につけるということだと思ふのです。ただ泳力が上がったから、これはいいのだではなくて、例えばこのように泳力別に分けるとすると、学校で言うならば、友達同士で、できる子ができない子を教え合うとか、そういう協調してみんなで何かをやっていく、目的を達成する、そういうこともできるように単元計画をつくっていただきたいというのが1点と、着衣水泳については協議の上実施するということなのですけれども、先ほどの観点から言うと、やっぱり自らの命を守るという点では6年間のいずれかで着衣水泳というのは大切だと思ふので、引き続き協議をしていただきたいと存じます。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 まず、委員さんがおっしゃるように、泳力だけを高めることが目的ではございません。学習指導要領に書かれている知識・技能というのがありますので、もちろん他の観点も高めるのですけれども、例えば安全を確保する泳ぎ、運動もありますので、高学年であれば必ず履修することになります。

それも含めて、スイミングスクールの立てた指導計画ではなくて、大袋小が今年自校のプールで実施しました指導計画がベースになります。どういうふうに指導するのかという話合いになるので、決して何メートル泳げるかの泳力だけに固執するということはありませんので、そこはご安心いただければなと思っております。これは大袋小学校とも確認をしています。

着衣水泳については、非常に大事なものののですけれども、これは必修にはなっておりませんので、市内でも今何校がということは詳細な数字がないのですけれども、いろいろな事情があって、全校がやっているわけではございません。学校に委ねられているところでございます。先ほど来言っている仕様書は、やるにしてもやらないにしても、着衣水泳はできる体制はつくっております。大袋小もこれから来年度のことを検討するというお話でしたので、大袋小には十分に考えていただくようお願いしてまいります。

吉田教育長 他にございますでしょうか。大変貴重なご意見、ご提言いただいたかと思ふのですけれども、今後のモデル事業の進め方について、今言ったご提言を踏まえてどういうふうに進んでいくか、最後に、学校教育部長。

青木学校教育部長 教育委員会といたしましても、初めて取り組む事業でございますので、ここで当然最初から課題が出ないようにしたいとは思っていますが、出てきた課題については一つ一つ委員さんのご助言を参考にしながら取り組ませていただきたいと思います。

今後の流れでございますけれども、当然このように不安に思っている保護者の方もいらっしゃいますし、教職員自体も不安に思っている者もいるかもしれませんので、できるだけ早く契約を結んで、業者と打合わせを始めたいと考えています。

そこで、来年度当初予算ではなく、12月の議会で債務負担行為として早めに契約を年度内に終えて、年度内に、事業をどうしていくか、またどういうふうに単年計画を練っていくかを事業者

と学校がプランを練れるよう、そしていち早く保護者に説明会ができるよう取り組んでいく、そのように考えています。今このような仕様書で、事業者の大体の金額をいただいて予算を確保していけるように取り組んでいるところでございます。

また、大袋小はモデル事業でございますので、市内の他の学校で応用できるのか、その辺は重要なポイントとなってまいります。この事業を実施したときに、先ほどもお話がありましたけれども、例えば児童からの感想や保護者の意見もしっかりと聴取をして、これから定めます今後の越谷市の水泳授業の在り方についての方針の作成に、モデル事業の成果と課題を生かしていきたいと考えております。一つ一つ着実にクリアをしてまいりたいと考えているところでございます。また、今後もしもご指導、ご助言を賜りたいと存じます。

吉田教育長 他にございますでしょうか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 今後続きますので、その都度報告が上がってきた時点でいろいろご助言、またご指導いただければありがたいと思います。よろしく願いいたします。

他になれば、以上を踏まえて進めてください。

◎その他 「令和5年9月定例市議会について」

吉田教育長 続きまして、その他の報告事項に入ります。

「令和5年9月定例市議会について」、教育総務部長から説明いたします。

教育総務部長。

小泉教育総務部長 それでは、令和5年9月定例市議会の概要につきまして、ご報告させていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の33ページ及び34ページをご覧ください。まず、会期日程でございますが、9月1日から9月26日までの26日間にわたりまして、9月定例市議会が開催されました。

続きまして、35ページ上段をご覧ください。教育委員会に関する議案につきましては、越谷市立体育館条例の一部を改正する条例制定について外6件が上程され、すべて原案のとおり可決されました。

次に、教育委員会関係の一般質問でございますが、会期日程にありますように、9月7日から8日及び11日から12日の計4日間にわたりまして、市政に対する一般質問がございました。

教育委員会関連の質問につきましては、会議要項の35ページ中段から38ページ上段のとおり、13人の議員からそれぞれの立場で質問がございました。

また、9月14日に開かれました子ども・教育常任委員会における質問事項等は、会議要項の38ページ中段から41ページのとおりでございます。

質問内容等の詳細につきましては、大変恐縮ではございますが、会議要項をご参照いただき、

ご了承を賜りたいと存じます。

令和5年9月定例市議会についてのご報告は、以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「教育総務部所管施設の指定管理者の指定について」

吉田教育長 続きまして、「教育総務部所管施設の指定管理者の指定について」、スポーツ振興課長から説明いたします。

スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 それでは、教育総務部所管施設の指定管理者の指定について、ご報告をさせていただきます。

恐れ入りますが、会議要項の42ページをお開きください。はじめに、指定期間満了となる施設の指定管理者の指定等についてでございますが、教育総務部が所管する施設について、指定管理者の指定期間が令和6年3月31日をもって指定期間満了となることから、令和6年度以降についても指定管理者を指定するため、越谷市指定管理者選定委員会設置要綱並びに越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会条例に基づき、指定管理者の指定の事務を進めているところでございます。

続きまして、各施設の指定管理者の公募及び随意指定の別、指定期間、これまでの経過と今後の予定につきましてご報告させていただきます。

指定期間満了となる施設でございますが、1越谷コミュニティセンター、2越谷市民プールの2施設でございます。所管課につきましては、越谷コミュニティセンターは生涯学習課、越谷市民プールはスポーツ振興課が所管しております。

公募・随意指定、指定期間等についてでございますが、越谷コミュニティセンターは随意指定としており、指定管理者は引き続き公益財団法人施設管理公社を予定しております。指定期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間となっております。

越谷市民プールについては、公募でございます。指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間となっております。

次に、随意指定の理由でございますが、指定管理者制度の趣旨を踏まえ、現在における各施設の利用状況や管理運営の状況等を検証し、各施設の公募・随意指定の方向性を取りまとめました。その結果として、随意指定の越谷コミュニティセンターについては、施設の設置目的、利用状況、管理運営の状況、受託団体の設立経過及び組織体制の整備状況並びに「越谷サンシティ整備事業にかかる今後の方向性について」で示された現行の計画の一部見直しに伴う運営期間の延長等を

踏まえ、従来の受託者を指定管理者としてあらかじめ指定することが必要と認められるため、随意指定といたしました。

次に、公募の理由でございますが、越谷市民プールについては、今期の指定期間（平成31年4月1日から令和6年3月31日）については公募としており、次期についても選定における機会の公平性、実績評価における透明性、選定結果の公平性を確保するため、公募といたしました。

次に、43ページをご覧ください。複数施設の一括指定についてでございますが、越谷市民プールについては老人福祉センターゆりのき荘と越谷市民プールの複合施設であることから、同一管理者による一元管理が効率性、安全性及び経済性の面からも適当であると認められるため、複合施設の一体での指定管理者を公募し、指定するものといたしました。

指定管理者の指定に関する事務の経過でございますが、現在までに3回の部会を開催し、公募・随時指定のほか、指定期間、委託料、募集・申請要項、仕様書（案）について協議し、指定管理者選定委員会、指定管理者選定審査会の協議、審査を受けたところです。

次に、今後の予定でございますが、10月2日に指定管理者選定審査会を開催し、公募の指定管理者の選定を行う予定でございます。ここでは応募者によるプレゼンテーションを実施し、審査会より選定結果の答申をいただきます。それを受け、指定管理者選定委員会を開催し、審査会の答申を基に、指定管理者の選定の承認決定を行います。

そして、12月定例市議会において指定管理者の指定の議案について審議、議決をいただき、指定管理者が決定することとなります。その後、令和6年3月、基本協定を締結した後に、令和6年4月から年度協定を締結し、管理業務が開始することとなります。

教育総務部所管施設の指定管理者の指定についてのご報告は、以上でございます

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

山口委員。

山口委員 越谷市民プールの指定管理者なのですけれども、これは社会福祉協議会とシンコースポーツという会社のグループの管理者という、一体化されたものということなのですか。

吉田教育長 スポーツ振興課長。

坂巻スポーツ振興課長 現在応募いただいている企業については、共同事業体ということで、社会福祉協議会、そしてシンコースポーツの1社で今いただいているところでございます。それ以前につきましても、社会福祉協議会とシンコースポーツの共同企業体で運営しているところでございます。

吉田教育長 よろしいですか。

〔発言する者なし〕

吉田教育長 なければ、この件については以上といたします。

◎その他 「令和５年度第１回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」

「令和５年度第１回越谷市いじめ防止対策委員会について」

吉田教育長 続きまして、「令和５年度第１回越谷市いじめ問題対策連絡協議会について」及び「令和５年度第１回越谷市いじめ防止対策委員会について」は関連があるため、一括して指導課長から説明いたします。

指導課長。

佐藤指導課長 それでは、令和５年度第１回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和５年度第１回越谷市いじめ防止対策委員会についてご報告をいたします。なお、２つの会議は相互に関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

恐れ入りますが、会議要項の44ページをご覧ください。はじめに、越谷市いじめ問題対策連絡協議会についてですが、本連絡協議会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処に関係する機関及び団体の連携を図るために設置されたものでございます。第１回の本連絡協議会は、令和５年７月３日月曜日午前９時30分から、越谷市役所第２庁舎３階教育委員会室にて、委員11名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開で開催し、傍聴者はおりませんでした。

本会議は、資料に記載の次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から報告事項として、昨年度におけるいじめ防止等に係る対策の実績について説明を行いました。次に、協議事項として、関係行政機関の取組として今年度は越谷市役所市長公室と子ども家庭部の取組について発表していただき、それぞれ協議を行っていただきました。その後、本年度におけるいじめ防止等に係る教育委員会・学校の取組について説明を行いました。それぞれ説明を行う中で、いじめ等の防止についての協議及び各委員の所属する機関や団体のいじめ防止を中心とした取組についての情報共有が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、会議要項の45ページ、６議事等の概要以降をご参照いただきたいと思います。

続きまして、会議要項の51ページをご覧ください。いじめ防止対策委員会についてですが、本委員会は児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、早期発見及び対処のための対策を実効的に行うために設置されたものです。なお、本委員会は、いじめによる心身への重大な被害など重大事態が発生し、教育委員会が当該事案に係る調査を行う場合においては、いじめ防止対策委員会が調査を担うこと、いじめ問題対策連絡協議会の開催後に委員会を開催し、連絡協議会における協議内容等を踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について、具体的に協議できるよう配慮するものであることという役割や特徴があることを補足いたします。

第１回の本委員会ですが、令和５年７月26日水曜日午後１時30分から、越谷市役所第３庁舎５

階会議室5にて、委員5名の出席をもって開催いたしました。会議は一部非公開で開催し、傍聴者はありませんでした。

会議は、資料に記載の次第に沿って進行いたしました。議事等の審議状況ですが、はじめに事務局から昨年度におけるいじめ防止等に係る対策の実施と、市のいじめ等の状況について説明を行いました。次に、今年度のいじめ防止等に係る取組と越谷市いきいきアンケート等の結果及び今後の取組について説明を行い、それらを踏まえたいじめ防止等の実効的な対策について協議が行われました。

詳細については、恐れ入りますが、こちらも52ページ以降、6議事等の概要をご参照いただきたいと思います。

令和5年度第1回越谷市いじめ問題対策連絡協議会及び令和5年度第1回越谷市いじめ防止対策委員会についてのご報告は以上でございます。

吉田教育長 ただいまの説明に対して、ご質問またはご意見等はございますか。

渡辺委員。

渡辺委員 報告について教えていただきたいのですけれども、53ページのいじめの認知件数につきまして、「小中学校の合计数を見ると全体的に増加傾向にある」とあるのですが、55ページのいきいきアンケート等の取組についてを見ますと、「いじめ態様別訴え数については、減少傾向が見られる」とあるのですけれども、よく分からないのです。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 まず、53ページ下にありますいじめの認知件数ですが、これはいわゆる文科省調査というもので、文科省調査で学校が認知した数を上げたものでございます。それが令和3年度と比べると小学校が増加傾向にあるということでございます。

続きまして、55ページのいきいきアンケート、これは無記名の越谷市独自でやっている調査でございます。無記名がゆえに、それが目的ですけれども、無記名であれば自分が抱えているいじめ、悩みといったものを訴えやすいだろうと取り組んでいるものです。いじめの認知件数よりも多く数が出てくるのですけれども、その数が昨年度と比べて減ったということでございます。分かりづらくて申し訳ございません。

渡辺委員 この書き方だと、市のいじめの状況についてで、少し分かりづらいかなと読んだときに思いました。

吉田教育長 もう少し分かりやすくお願いします。

渡辺委員。

渡辺委員 いじめ防止対策委員会の委員はたしか公募という規定があったと思うのですけれども、いつ、どのような形の公募をしているのか教えていただきたいのですけれども。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 いじめ防止対策委員会の委員は公募ではなくて、弁護士、医師、臨床心理士、福祉士、学識経験の教員、教員のことがよく分かるので退職校長会の会長に、委員として入っているのです。いじめ防止対策委員会は、先ほど申し上げましたけれども、教育委員会として調べる調査機関になりますので、その道のご専門の方が参加していただくことが一応決まっております。各団体からご推薦をいただいている5名の方でございます。

吉田教育長 渡辺委員。

渡辺委員 ホームページを見てみましたら、越谷市いじめ対策防止委員会の概要のところ、委員の任期2年、委員数5人、6公募と書いてあるのです。公募はなしというのは、公募はしないという意味ですね。

吉田教育長 公募なしと書いてあるため、それは公募の人がいなかったと。
指導課長。

佐藤指導課長 調べて、後でお答えをさせていただく形でもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

〔「いいえ、すみません」と答える者あり〕

吉田教育長 他にございますでしょうか。

荒木委員。

荒木委員 越谷市いじめ防止対策委員会の、56ページ下の方、「タブレットを使用すれば申告はしやすく、ピックアップする量は増えてくると思うが、子どもたちのSOSを酌み取って、今度はそれを大人たちが知ることにより、それに対してしっかりと真摯に向き合ってくれているかというのが、子どもたちにとって、とても大事なところかと思う。」との委員さんのご意見に、大変共感いたします。引き続きよろしくお願いいたします。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 目に見えていじめが減ってきたという実感ができるようにするには、という質問で答えさせていただいて、子どもが実感する、子どもに数値で説明をするというのは、なかなか難しいことですので、子どもたちには丁寧に対応し、先生たちが必ず皆の味方になる、悩みを解消してあげるのだという、そういう姿を誰にでも、どの事案についても見せることは非常に大事だと説明をさせていただいた次第です。各学校の先生方はそれをベースにいろいろな手段で調査をしながら、先ほどのいきいきアンケート含めて対応しています。今後も各校の取組をいろいろ共有する中で、いろんな手法を取り入れながら子どもたちの気持ちに丁寧に寄り添っていきたいなと思っています。

吉田教育長 他にございますでしょうか。

東委員。

東委員 教えていただきたいのですが、いきいきアンケートと文科省に報告した認知件数の話が先

ほどあったのですが、学校独自のいじめアンケートというのが、昨年度のものにも、それから本年度のものにも出てくるのですが、学校ごとに違うのですか。

それから、いじめアンケートと書いてあるので、いじめについてのアンケートですと児童生徒が分かる形のアンケートなのかと、この結果何が分かったのかというところを、教えていただければと思います。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 いきいきアンケートは、先ほども申し上げましたけれども、無記名のアンケートで、タブレットで行うものでございます。各校が行っているのは記名式のアンケートでございまして、これは各校が独自でやっているものですが、実施期間は、定期的に学期ごとに1回のところもあれば、もっと回数が多いところもございます。

記名式の名前ですけれども、分かりやすくいじめアンケートと言わせていただいておりますが、各校でいろいろな名前がありまして、例えばなかよしアンケートといったような名前がございます。

その内容なのですけれども、いろいろな設問があるのですけれども、共通しているところは、文科省調査に、いじめとはこういうものだという定義をもっと易しくしたのがあります。いじめの様態、それが具体例として書かれていて、こういったことをされていませんかというような設問になっているところが、共通しているところがございます。文言の表現は、易しくなっているかもしれませんが、そういう内容になっております。

学校は、その記名式でそれを取った後に、記名式の場合は直接誰が訴えているか分かりますので、担任がそのアンケートを受け取って面談をします。話をさらに詳しく聞いて、そこに対応をもちろんいち早くするようにしています。

いきいきアンケートは無記名なので、誰が回答したかが分からないので、対応はなかなか難しいという側面もありますけれども、いきいきアンケートと面談をセットにしている学校がございます。いきいきアンケートを取った後に、状況がつかめた担任が面談をするのですけれども、面談というよりも、2人で、「最近心配なことはない？」みたいな感じの普通の会話の中から、いきいきアンケートで回答した子が、今なら言えそうだなというような、そういう機会をつくって、そして拾い上げられる分を拾い上げていくという形を取っていて、学校はその両方を使いながらいじめの早期発見をしていくという、いじめの種を見つけていくという、そういう取組をしています。

吉田教育長 これは何で2種類あるのだという疑問をお持ちだと思いますけれども、当初は、学校でのいじめのアンケート、通称ですけれども、いろいろな名前をつけてアンケートを取っているわけですが、そのいじめに関するアンケートで推し量っていった、その結果認知件数がどうなのかというふうにしていたのです。いじめ問題対策連絡協議会において委員さんから、各学校まち

まちの設問で、どうやって統一した対策を講じるのだという話が出ましたので、それではということ、いきいきアンケートというのを市全体でやろうとつくったものです。いじめ問題対策連絡協議会において練っていただいて、ご了承の上、実施しているものです。ただし、先ほど申し上げたように、いじめ問題対策連絡協議会で練っていただいた、いきいきアンケートそのものが無記名ですので、これだと拾えない状況もありますので、各学校で独自に取り組んでいるものと抱き合わせでやっているというのが今現状なので、2種類あるとお考えいただければと思います。

他にございますでしょうか。

指導課長。

佐藤指導課長 先ほど渡辺委員さんにご質問いただいた件ですけれども、公募なしという意味でございます。越谷市いじめ防止対策委員会条例がございまして、ホームページに載っているのですけれども、第3条に「委員会は、委員5人以内で組織する」ということで、私先ほどご説明させていただいた、委員は法律、医学、心理等のご専門の方を教育委員会は委嘱するという形で、記述はございまして、公募はございません。

吉田教育長 東委員。

東委員 意見です。記名式のいじめアンケートの詳細のところが分からなかったもので、どこでアンケートに答えるのか、どうやって渡すのかによって全然回答が違ってくると思うのですよね。自宅で回答して、例えば職員室にそのまま投函するのであれば結構書けるでしょうけれども、教室で書いてとなったら、誰も書かないと思うのですよね。そこは正確なデータが、個人情報に配慮しながら取れる方法でぜひ実施されているのかもしれませんが、そこが分からなかったもので、そういう進め方をされるとよいかなと思いました。

吉田教育長 指導課長。

佐藤指導課長 各校では紙で、教室で席を離して書くということをやっているところが多いですけれども、今タブレットに置き換わってやっているとところももちろんございます。いろいろな取り方があると思うのですけれども、東委員さんがおっしゃるように、記名式で書きやすい環境ということで、そこはいろいろな形で実践している学校の様子も共有しながら、書きやすい環境を進めていければなと思います。

吉田教育長 野口委員。

野口委員 これまでの議論や報告から、いじめ対策については大変きちんと対応しているのではないかと私は思いました。各学校のアンケートのみならず、当初の趣旨、先ほど教育長さんのお話がありましたけれども、いきいきアンケートを市全体のアンケートとして取るということで、各学校でいろいろと、様々なチャンネルを通して子どものいじめについて察知しようというシステムは構築されてきたなと思いました。

また、先ほど、2つの委員会の委員の皆様から大変いろんな心配の声が出ているようすけれ

ども、それぞれについてきちんと回答されていて、今後も継続的に取り組んでいてもらいたいなと思いました。

吉田教育長 最近令和4年度の統計が出ましたが、小中高生の自殺、いじめに関するものを書いていないですけれども、令和4年度は自殺が過去最大になりました。各学校ではそれに関する研修をちゃんとやっているのかということ、私のほうではもう一回確認をするつもりです。ゲートキーパー研修というのがあって、厚労省が推奨しているのですが、これについては「気づき、つながる、見守る」というのが1つのキーワードになっていて、いじめの早期発見、早期対応、早期解消につながるものだと考えているわけです。データでどうやってはかるのだといったときに、いじめの認知件数がどうなっているかというのを見ていくことが大事なのかなと私は思っているので、校長会等でも積極的に再度お話をし、取り組んでもらうように努めていきたいと考えています。

大事なことですので、いろいろご意見、ご提言たくさんいただいて、事務方でも各課が実践できるように努めていきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「いいです」と答える者あり〕

吉田教育長 なければ、以上を踏まえて進めてください。

秘密会に入ります前に、次回の教育委員会会議の日時につきましてお諮りしたいと思いますが、10月26日木曜日、午前10時から教育委員会室で開催したいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「異議なし」と答える者あり〕

吉田教育長 では、そのようにいたしますので、よろしくお願いいたします。

吉田教育長 それでは、本定例会に提出されました議事は終了いたしました。

これをもちまして閉会といたします。どうもありがとうございました。

(午後 0時05分)

この会議のてん末記載に相違ないことを証するため、署名する。

教 育 長

吉 田 茂

委 員

野 口 久 男

委 員

荒 木 明 子

委 員

渡 辺 律 子

委 員

山 口 元 平

委 員

東 宏 行

書 記

教育総務課調整幹 鈴木 理香